

## 「大阪府、大阪市及び大阪 IR 株式会社の基本合意」関係文書の公開を求める陳情書

11月17日に表題の陳情書を大阪市会事務局に提出した。12月6日の都市経済委員会で陳情書の審査が行なわれる予定なので傍聴した。IR推進局長から陳情書の見解表明、原口悠介委員(維新)と山本長助委員(自民)の質疑後に採択。維新と公明の反対により、IR関係の陳情書はすべて「引き続き審査」となった。残念だ。原口委員は私の陳情書に対して、未だに「青天井」などと事実に基づかない主張がみられると批判した。腹が立ち、思わず声をあげそうになった。提出した陳情書を一部省いて紹介したい。

### [陳情趣旨]

私は夢洲へのIRカジノ誘致に関して、再三にわたり陳情を繰り返してきた。大阪IR「区域整備計画」は大阪市会での同意を経て、4月末に大阪府から国に認定申請された。現在、国で認定審査が進められている。今年2月15日に大阪府・大阪市・大阪IR株式会社(SPC)で締結された「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書」別紙2事業日程によると、4月頃「基本協定の締結」と明記している。基本協定書第14条に、基本合意の締結等として、次のように書かれている。

「SPCは、第6条第8項に基づき、国土交通大臣に対して認定用区域整備計画について認定の申請をするに先立ち、府及び市との間で、認定用区域整備計画及び当該申請に添付する実施協定書(案)、設置運営事業の遂行に当たって府、市及びSPCで確認すべき事項を定めるための立地協定(案)、並びに、SPCが設置運営事業を実施する目的で本件土地を使用することができるようにするための事業用定期借地権設定契約書(案)について、基本合意を締結するものとする。(以下、略)」

大阪市は夢洲のIR予定地の土地課題対策のために、港営事業会計の債務負担行為により788億円の公費投入を決めた。基本協定書によると、この788億円は「上限」となっており、大阪市の免責は記載されていない。IR予定地の地盤沈下対策は、夢洲特有の軟弱地盤から巨額のコストを要すると考えられるが、対策費には含まれていない。土地所有者としての大阪市の財政負担は、青天井とならざるを得ないのではないのか。

基本協定書に記載されている事項が、どのように「基本合意」として締結されたのか。788億円の公費負担を決めた市会で、基本合意について議論されたのだろうか。議事録などを調べたが、これまで質疑はなかったように思われる。そこで私は10月19日に「基本合意」関係公文書の情報公開請求を行ったが、11月1日付で「決定期間決定延期通知書」がIR推進局から届いた。

IR誘致に関わる重要な公文書がなぜ公開できないのか。市会に陳情するものである。

### [陳情項目]

1. 「基本合意書」と関連公文書を直ちに公開すること。
2. 市会においても「基本合意書」をもとにIR誘致問題についての質疑を行うこと。

(2022年12月9日)